

## 安全データシート

## 1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	:	ニトロベンゼン
SDS コード	:	B8-09
供給者の会社名称	:	
林純薬工業株式会社		
住所	:	大阪府大阪市中央区内平野町 3 丁目 2 番 12 号
電話番号	:	06-6910-7305
E-mail	:	shiyaku_kikaku@hpc-j.co.jp
URL	:	https://direct.hpc-j.co.jp/
緊急連絡電話番号	:	06-6910-7305
推奨用途	:	試験研究用
使用上の制限	:	人体又は動物用の医薬品、食品、家庭用品、化粧品等には使用しない事

## 2. 危険有害性の要約

## GHS 分類

物理的危険性		
	爆発物	分類できない
	可燃性ガス	区分に該当しない
	エアゾール	区分に該当しない
	酸化性ガス	区分に該当しない
	高圧ガス	区分に該当しない
	引火性液体	区分 4
	可燃性固体	区分に該当しない
	自己反応性化学品	分類できない
	自然発火性液体	区分に該当しない
	自然発火性固体	区分に該当しない
	自己発熱性化学品	分類できない
	水反応可燃性化学品	区分に該当しない
	酸化性液体	分類できない
	酸化性固体	区分に該当しない
	有機過氧化物	区分に該当しない
	金属腐食性化学品	分類できない
	鈍性化爆発物	分類できない
健康有害性	急性毒性 (経口)	区分 4
	急性毒性 (経皮)	区分 3
	急性毒性 (吸入: 気体)	区分に該当しない
	急性毒性 (吸入: 蒸気)	分類できない
	急性毒性 (吸入: 粉じん、ミスト)	区分 4
	皮膚腐食性/刺激性	区分に該当しない
	眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	区分 2B
	呼吸器感作性	分類できない
	皮膚感作性	分類できない
	生殖細胞変異原性	分類できない
	発がん性	区分 2
	生殖毒性	区分 1B

環境有害性	特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	区分 1 (神経系, 血液系, 肝臓, 男性生殖器)
	特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	区分 3 (麻酔作用)
	特定標的臓器毒性 (反復ばく露)	区分 1 (神経系, 血液系, 呼吸器系, 肝臓, 腎臓, 男性生殖器)
	誤えん有害性	分類できない
	水生環境有害性 短期(急性)	区分 2
	水生環境有害性 長期(慢性)	区分 3
	オゾン層への有害性	分類できない

絵表示  
(GHS JP)



GHS06



GHS08

注意喚起語 (GHS JP)

: 危険

危険有害性 (GHS JP)

: 可燃性液体 (H227)  
 飲み込んだ場合や吸入した場合は有害 (H302+H332)  
 皮膚に接触すると有毒 (H311)  
 眼刺激 (H320)  
 眠気又はめまいのおそれ (H336)  
 発がんのおそれの疑い (H351)  
 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ (H360)  
 臓器の障害 (神経系、血液系、肝臓、男性生殖器) (H370)  
 長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害 (神経系、血液系、呼吸器系、肝臓、腎臓、男性生殖器) (H372)  
 水生生物に毒性 (H401)  
 長期継続的影響によって水生生物に有害 (H412)

注意書き (GHS JP)

安全対策

: 使用前に取扱説明書を入手すること。(P201)  
 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。(P202)  
 熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。(P210)  
 粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。(P260)  
 取扱い後は手、前腕および顔をよく洗うこと。(P264)  
 この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。(P270)  
 屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。(P271)  
 環境への放出を避けること。(P273)  
 保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。(P280)

応急措置

: 飲み込んだ場合: 気分が悪いときは医師に連絡すること。(P301+P312)  
 皮膚に付着した場合: 多量の水で洗うこと。(P302+P352)  
 吸入した場合: 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340)  
 眼に入った場合: 水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338)  
 ばく露又はばく露の懸念がある場合: 医師に連絡すること。(P308+P311)  
 気分が悪いときは、医師の診察／手当てを受けること。(P314)  
 口をすすぐこと。(P330)  
 目の刺激が続く場合: 医師の診察／手当てを受けること。(P337+P313)  
 汚染された衣類を直ちに全て脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。(P361+P364)  
 火災の場合: 消火するために適切な消火剤を使用すること。(P370+P378)

保管

: 換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。(P403+P233)  
 施錠して保管すること。(P405)

廃棄

: 内容物／容器を国際、国、都道府県又は市町村の規則に従って廃棄すること。(P501)

### 3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別 : 化学物質

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS RN
			化審法番号	安衛法番号	
ニトロベンゼン	≥99.0%	C6H5NO2	(3)-436	既存化学物質	98-95-3

上記濃度又は濃度範囲は、規格値ではありません。

上記濃度又は濃度範囲に記載の%は、個別表記があるものを除き、全て重量%となります。

### 4. 応急措置

#### 応急措置

- 吸入した場合 : 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。  
直ちに医師に診断／手当てを受けること。
- 皮膚に付着した場合 : 汚染された衣類を直ちに全て脱ぐこと。  
多量の水と石鹸で優しく洗うこと。  
直ちに医師に診断／手当てを受けること。
- 眼に入った場合 : 眼に入った場合: 水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用してい  
て容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。  
直ちに医師に診断／手当てを受けること。
- 飲み込んだ場合 : 無理に吐かせないこと。  
口をすすぐこと。  
直ちに医師に診断／手当てを受けること。

### 5. 火災時の措置

- 適切な消火剤 : 水噴霧、泡消火剤、乾燥粉末消火剤、二酸化炭素、砂
- 使ってはならない消火剤 : 強い水流は使用しない。
- 爆発の危険 : 加熱により、容器が爆発するおそれがある。
- 火災時の危険有害性分解生成物 : 火災時に刺激性もしくは有毒なフュームまたはガスを発生する。
- 消火方法 : 着火した場合、初期消火は、火元(燃焼源)を断ち、適切な消火剤を用いて一挙に  
消火する。  
周辺火災の場合、移動可能な容器は速やかに安全な場所に移す。  
移動不可能な場合、容器及び周囲の設備等に散水し、冷却する。  
消火に使用した水が環境中に流出しないようにする。  
消火後も大量の水を用いて容器を冷却する。
- 消火時の保護具 : 消火作業の際は、空気呼吸器を含め防護服(耐熱性)を着用する。

### 6. 漏出時の措置

#### 人体に対する注意事項、保護具および緊急時措置

- 一般的措置 : 立ち入る前に、密閉された場所を換気する。  
関係者以外の立ち入りを禁止する。  
直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。  
作業の際には、吸い込んだり、眼、皮膚及び衣類に触れないように、必ず適切な  
保護具を着用し、風下で作業行わない。

#### 環境に対する注意事項

- 環境に対する注意事項 : 環境への放出を避けること。  
下水道や公共用水域への侵入を防ぐ。

## 封じ込め及び浄化の方法及び機材

- 浄化方法 : 漏出は、吸収剤を使用してできるだけ素早く回収する。  
できるだけ液体漏出物は密閉容器に回収する。  
回収跡は多量の水で洗い流す。

## 7. 取扱い及び保管上の注意

## 取扱い

- 技術的対策 : 吸い込んだり、眼、皮膚及び衣類に触れないように、適切な保護具を着用して作業する。  
漏れ、あふれ、飛散しないように取扱い、ミスト、蒸気の発生を少なくし、換気を十分にする。

- 安全取扱注意事項 : この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。  
取扱い後はよく手を洗いうがいをする事。  
作業所の十分な換気を確保する。  
接触、吸入又は飲み込まないこと。

- 接触回避 : 長時間または反復の暴露を避ける。

## 保管

- 安全な保管条件 : 施錠して保管すること。  
直射日光を避け、換気の良い場所に保管する。容器を密閉し、火気、熱源より遠ざける。

- 安全な容器包装材料 : 遮光した気密容器。

- 技術的対策 : 適用法令を遵守する。

- 保管温度 : 冷暗所保管

## 8. ばく露防止及び保護措置

成分名	管理濃度(厚生労働省)	許容濃度(産衛学会)	
		基準値	許容濃度 上限
ニトロベンゼン	-	5 mg/m <sup>3</sup> 1 ppm	-

成分名	厚生労働大臣が定める濃度の基準		
	8時間濃度基準値	短時間濃度基準値	濃度基準値(天井値)
ニトロベンゼン	0.1 ppm	-	-

- 設備対策 : 取扱場所での発生源の密閉化、または局所排気装置、全体換気装置の設置。取扱い場所の近くに安全シャワー、洗眼設備を設け、その位置を明瞭に表示する。

## 保護具

- 皮膚及び身体の保護具 : 不浸透性前掛け、不浸透性作業衣、不浸透性長靴  
眼の保護具 : 保護眼鏡(普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型)  
手の保護具 : 不浸透性保護手袋  
呼吸用保護具 : 有機ガス用防毒マスク

## 9. 物理的及び化学的性質

- 物理状態 : 液体  
外観 : 油状液体  
色 : 黄色  
臭い : 特異臭  
pH : データなし  
融点 : 5.7 °C  
凝固点 : データなし

沸点	: 211 ° C
引火点	: 79.5 ° C (タグ密閉式)
自然発火点	: 482 ° C
分解温度	: データなし
可燃性	: データなし
蒸気圧	: 20 Pa (20°C)
相対密度	: データなし
密度	: 1.20 g/cm <sup>3</sup> (20°C)
相対ガス密度	: 4.2 (空気=1)
溶解度	: エタノールに可溶。ジエチルエーテルに可溶。 水: 0.2 % (20°C)
n-オクタノール/水分係数(Log Pow)	: 1.86
爆発限界 (vol %)	: 1.8 - 40 vol % (空気中)
動粘性率	: データなし
粒子特性	: データなし

## 10. 安定性及び反応性

反応性	: データなし
化学的安定性	: 通常の取扱い条件では安定である。
危険有害反応可能性	: 強力な酸化剤と激しく反応し、火災および爆発の危険をもたらす。強酸および窒素酸化物と激しく反応し、爆発の危険をもたらす。
避けるべき条件	: 日光、熱、火花、裸火、静電気等の発火源。強酸化剤、強酸、窒素酸化物との接触。
混触危険物質	: 強酸化剤、強酸、窒素酸化物
危険有害な分解生成物	: 窒素酸化物

## 11. 有害性情報

ニトロベンゼン	
急性毒性 (経口)	ラットの LD50 値として、349 mg/kg (環境省リスク評価第 2 巻 (2003))、588 mg/kg (EU-RAR (2007))、600 mg/kg (EHC 230 (2003)、ATSDR (1990)、ACGIH (7th, 2001)、IARC 65 (1996)、HSDB (Access on May 2016))、640 mg/kg (EHC (230, 2003)、DFGOT vol.19 (2003)、NITE 有害性評価書 (2008)、BUA 59 (1991))、732 mg/kg (EU-RAR (2007)) の報告に基づき、区分 4 とした。なお、国連危険物輸送では国連番号 1662 クラス 6.1 容器等級 II とされている。
急性毒性 (経皮)	ウサギの LD50 値として、560~760 mg/kg (EU-RAR (2007)) が 1 件、760 mg/kg (EHC (230, 2003)、HSDB (Access on May 2016)) が 2 件、ラットの LD50 値として、2,100 mg/kg (EHC 230 (2003)、EU-RAR (2007)、DFGOT vol.19 (2003)、NITE 有害性評価書 (2008)、HSDB (Access on May 2016)、BUA 59 (1991)) が 3 件報告されている。区分 3 に該当する報告が 3 件、区分外に該当する報告が 3 件と同数であることから、有害性の高い区分を採用し、区分 3 とした。
急性毒性 (吸入:気体)	GHS の定義における液体である。
急性毒性 (吸入:蒸気)	データ不足のため分類できない。
急性毒性 (吸入:粉じん、ミスト)	ラットの LC50 値として、556 ppm (4 時間) (換算値: 2.79 mg/L) (環境省リスク評価第 2 巻 (2003)、EU-RAR (2007)) の報告に基づき、区分 4 とした。なお、この値は飽和蒸気圧濃度 (1.62 mg/L) より高いため、ミストの基準値を適用した。
急性毒性 (吸入:ミスト)	データなし
皮膚腐食性/刺激性	EHC 230 (2003) のウサギを用いた皮膚刺激性試験 (ばく露時間不明) において、「スコア 1 (24 時間後の時点でかろうじて認識できる程度の非常に小さい紅斑、48、72、96 時間後の時点でスコアは 0) が観察された。」、及び PATTY (4th, 1999) のヒトへの健康影響の記述「ヒトの眼及び皮膚を刺激する」より、軽度の刺激性を有すると考えられるため、区分外 (国連分類基準の区分 3) とした。
眼に対する重篤な損傷性/刺激性	ウサギを用いた眼刺激性試験結果において、0.05 mL の眼瞼下部適用で、わずかな影響が生じたとの報告 (EHC 230 (2003)) や、ヒトの眼及び皮膚を刺激する (PATTY (6th,

ニトロベンゼン	
	2012)) より、区分 2B とした。
呼吸器感作性	データ不足のため分類できない。
皮膚感作性	データ不足のため分類できない。なお、モルモットを用いた皮膚感作性試験において、感作性はみられなかったとの報告があるが (EHC 230 (2003))、試験法等の詳細について不明であるため分類に用いるには不十分なデータと判断した。
生殖細胞変異原性	ガイダンスの改訂により区分外が選択できなくなったため、分類できないとした。すなわち、in vivo では、ラット末梢血の染色体異常試験、マウス骨髄細胞の小核試験、ラット末梢血、脾臓リンパ球の姉妹染色分体交換試験、ラット肝臓の不定期 DNA 合成試験で陰性 (NITE 有害性評価書 (2008)、EHC 230 (2003)、IRIS Tox. Review (2009)、ACGIH (7th, 2001)、DFGOT (2012)、IARC 65 (1996)、EU-RAR (2007)、ECHA RAC Background Document (2012)) である。In vitro では、細菌の復帰突然変異試験、哺乳類培養細胞の染色体異常試験で陰性、哺乳類培養細胞の小核試験で弱い陽性である (NITE 有害性評価書 (2008)、EHC 230 (2003)、IRIS Tox. Review (2009)、IARC 65 (1996)、EU-RAR (2007)、DFGOT (2012)、NTP DB (Access on June 2016)、ECHA RAC Background Document (2012))。なお、哺乳類培養細胞の小核試験で弱い陽性結果はあるが、EU-RAR (2008) は本物質に変異原性はないと評価している。
発がん性	ヒトの発がん性に関する情報はない、実験動物ではラット又はマウスに 2 年間吸入ばく露した 3 つの発がん性試験において、肝臓、腎臓、肺、乳腺などに腫瘍発生頻度の増加が認められている (NITE 有害性評価書 (2008)、EU-RAR (2007))。この結果を基に、IARC がグループ 2B (IARC 65 (1996))、ACGIH が A3 (ACGIH (7th, 2001))、EPA が L (IRIS Summary (2009))、NTP が R (Report on Carcinogens (13th, 2014))、日本産業衛生学会が 2B (許容濃度の勧告 (2015))、EU が Carc 2 H351: Suspected of causing cancer (ECHA C&L Inventory (Access on May 2016)) にそれぞれ分類している。したがって、本項は区分 2 とした。
生殖毒性	ラットに吸入ばく露した 2 世代試験において、F0、F1 世代とも親動物では 40 ppm (200 mg/m <sup>3</sup> ) で、受胎率の低下と精巣毒性 (精巣の矮小、精細管の萎縮、精母細胞の変性及び多核巨細胞、精巣上体の管腔内の変性精母細胞及び精子細胞の減少など) が認められた (NITE 有害性評価書 (2008)、EU-RAR (2007))。ラットを用いた強制経口投与による反復投与毒性・生殖発生毒性併合試験でも、親動物に精巣毒性 (精細管萎縮、ライディッヒ細胞の過形成) が認められている (NITE 有害性評価書 (2008)、EU-RAR (2007))。最も感受性の高い毒性は血液毒性のメヘモグロビン生成であるとされているが、EU のリスク評価委員会 (RAC) での検討でメヘモグロビン濃度が末梢組織で酸素欠乏を生じる程高くない (10%程度の上昇) 状況下で精細管上皮の萎縮や変性、受胎率の低下を生じ、精巣毒性はメヘモグロビン血症と関連性のない影響であると結論された (ECHA RAC Background Document (2012))。その結果、EU では区分 1B に分類され (H365F: May damage fertility)、SVHC に指定された (ECHA ANNEX XV-IDENTIFICATION OF NITROBENZENE AS SVHC (2015))。以上、実験動物で経口及び吸入の 2 経路で顕著な精巣毒性と受胎率低下が認められており、EU の見解も考慮し、本項は区分 1B とした。
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	ヒトでは本物質の事故または意図的な摂取の数十分後に重篤な意識障害、チアノーゼがみられ、その後血中でメヘモグロビンの形成がみられる。さらに血液形態学的検査で大小不同性赤血球、多染性赤血球、好塩基性赤芽球が多数確認されている (NITE 初期リスク評価書 (2005))。本物質の蒸気を吸入すると、疲労、めまい、頭痛、吐き気などを起こす。高濃度の場合は胃障害、心悸亢進、意識喪失、痙攣などの症状を現す。皮膚からも吸収し中毒する (環境省リスク評価第 2 巻 (2003))。ラットを用いた実験では、区分 1 のガイダンス値の範囲内での経口単回摂取により、肝細胞核小体の肥大化、小葉中心性壊死、精母細胞の壊死、精上皮細胞の多核細胞化が認められた (EHC 230 (2003))。以上より区分 1 (神経系、血液系、肝臓、生殖器(男性))、区分 3 (麻酔作用) とした。なお、旧分類で腎臓を標的臓器とした根拠は、マウスを用いた経皮単回投与実験 (EHC 230 (2003)) であるが、投与量の詳細な記載がないため、採用しなかった。
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	ヒトについては、塗装作業中に本物質を含有する塗料を 17 ヶ月間使用した女性の症状として、重篤な頭痛、目眩、下肢の麻痺、食欲減退、チアノーゼ、メヘモグロビン血症、黄疸、肝障害、低血圧、痛覚過敏、尿中ウロビリノーゲン陽性がみられ、尿中には代謝物である p-アミノフェノールと p-ニトロフェノールが入院 2 週間後まで検出されたとの報告がある (NITE 有害性評価書 (2008))。実験動物については、吸入経路では、ラット、マウスを用いた 13 週間吸入ばく露試験において、ラットでは、区分 1 の範囲である 25 mg/m <sup>3</sup> (ガイダンス値換算: 0.018 mg/L) 以上でメヘモグロビン、中毒性ネフローゼ、

ニトロベンゼン	
	<p>肝細胞の肥大・壊死、81 mg/m<sup>3</sup> (ガイダンス値換算: 0.059 mg/L) で溶血性貧血、252 mg/m<sup>3</sup> (0.18 mg/L) で精巣萎縮、精子形成上皮変性の増加を認め、マウスにおいても区分 1 の範囲で肝細胞の過形成、メトヘモグロビン等を認めたほか区分 1 の範囲である 25 mg/m<sup>3</sup> (ガイダンス値換算: 0.018 mg/L) で雌の副腎で網状帯の空胞化を認めた (環境省リスク評価第 2 巻 (2003))。これらの影響のほか、ラットを用いた 2 年間吸入ばく露試験において、区分 1 の範囲である 125 mg/m<sup>3</sup> (0.125 mg/L) で甲状腺への影響 (濾胞上皮細胞過形成)、呼吸器への影響 (鼻腔の炎症) がみられ、マウスを用いた 505 日間吸入毒性試験において、区分 1 の範囲である 25 mg/m<sup>3</sup> (0.025 mg/L) あるいは 125 mg/m<sup>3</sup> (0.125 mg/L) で呼吸器への影響 (肺の肺胞壁の細気管支化、鼻腔の変性及び炎症性病変等)、甲状腺への影響 (濾胞上皮細胞過形成) がみられている (NITE 有害性評価書 (2008))。経口経路では、ラットを用いた強制経口投与での反復投与毒性・生殖発生毒性併合試験において、区分 1 の範囲から血液、肝臓への影響、区分 2 の範囲で精巣への影響がみられたほか、区分 2 の範囲である 60 mg/kg/day (ガイダンス値換算: 26.7 mg/kg/day) 及び 100 mg/kg/day (ガイダンス値換算: 44.5 mg/kg/day) では、加えて、神経系への影響 (異常歩行、斜頸、中枢神経系の壊死/グリオシス) も認められている (NITE 有害性評価書 (2008))。また、ラットを用いた強制経口投与での 13 週間反復投与毒性試験においても、区分 2 の範囲である 75 mg/kg/day 以上で、神経系への影響 (運動失調、斜頸、嗜眠、振戦、旋回運動) がみられている (EHC 230 (2003))。経皮経路では、マウス、ラットを用いた 13 週間経皮投与試験において、マウス、ラットとも区分 2 の範囲である 50 mg/kg/day において肺のうっ血、副腎皮質の脂肪変性がみられ、マウスではさらに肝臓の小葉中心性の核の大きさの変動がみられたとの記載がある (EHC 230 (2003))。以上のように、主に神経系、血液系、呼吸器、肝臓、腎臓、精巣に区分 1 相当の用量から影響がみられた。したがって、区分 1 (神経系、血液系、呼吸器、肝臓、腎臓、生殖器 (男性)) とした。</p>
誤えん有害性	<p>データ不足のため分類できない。なお、HSDB (Access on May 2016) に記載された数値データ (粘性率: 1.863 mPa・s (25°C)、密度: 1.2037 g/cm<sup>3</sup> (20°C)) より動粘性率は 1.548 mm<sup>2</sup>/sec (25/20°C) と算出される。</p>

## 12. 環境影響情報

ニトロベンゼン	
水生環境有害性 短期(急性)	<p>甲殻類(ミシドシュリンプ) 96 時間 LC50 = 6.68 mg/L (NITE 初期リスク評価書, 2005) であることから、区分 2 とした。</p>
水生環境有害性 長期(慢性)	<p>慢性毒性データを用いた場合、急速分解性がないが (BOD による分解度: 3.3% (既存点検, 1976))、甲殻類(オオミジンコ) の 21 日間 NOEC (繁殖) = 2.6 mg/L (ECETOC TR91, 2003, EHC 230, 2003, NITE 初期リスク評価書, 2005, 環境省リスク評価第 2 巻, 2003) であることから、区分外となる。慢性毒性データが得られていない栄養段階に対して急性毒性データを用いた場合、急速分解性がなく (BOD による分解度: 3.3% (既存点検, 1976))、魚類(メダカ) の 96 時間 LC50 = 24 mg/L (EHC 230, 2003) であることから、区分 3 とする。以上の結果を比較し、区分 3 とした。</p>
残留性・分解性	データなし
生体蓄積性	データなし
土壌中の移動性	データなし
オゾン層への有害性	データなし

## 13. 廃棄上の注意

- 化学品(残余廃棄物) : 都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者に、内容を明示して処理を委託する。
- 汚染容器及び包装 : 容器の内容物を完全に除去してから廃棄する。  
空容器は地域の条例に準拠してリサイクル、再利用または廃棄する必要がある。

## 14. 輸送上の注意

### 国際規制

#### 海上輸送(IMDG)

国連番号 (IMDG)	: 1662
正式品名 (IMDG)	: NITROBENZENE
容器等級(IMDG)	: II
輸送危険物分類 (IMDG)	: 6.1
危険物ラベル (IMDG)	: 6.1
クラス(IMDG)	: 6.1
区分(IMDG)	: 6.1
特別規定 (IMDG)	: 279
少量危険物(IMDG)	: 100 ml
微量危険物(IMDG)	: E4
包装要件(IMDG)	: P001
IBC 包装要件(IMDG)	: IBC02
ポータブルタンク包装規定 (IMDG)	: T7
輸送特別規定-タンク(IMDG)	: TP2
積載区分 (IMDG)	: A
特性および観察結果 (IMDG)	: Oily liquid, evolving toxic vapour. Melting point: approximately 6° C. Toxic if swallowed, by skin contact or by inhalation.
緊急時応急措置指針番号	: 152

#### 航空輸送(IATA)

国連番号 (IATA)	: 1662
正式品名 (IATA)	: Nitrobenzene
容器等級 (IATA)	: II
輸送危険物分類 (IATA)	: 6.1
危険物ラベル (IATA)	: 6.1
クラス (IATA)	: 6.1
区分(IATA)	: 6.1
PCA 微量危険物(IATA)	: E4
特別管制区(PCA)少量危険物(IATA)	: Y641
特別管制区(PCA)数量限定物の最大積載量(IATA)	: 1L
PCA 包装要件(IATA)	: 654
特別管制区(PCA)最大積載量(IATA)	: 5L
CAO 包装要件(IATA)	: 662
貨物機専用(CAO)最大積載量 (IATA)	: 60L
特別規定(IATA)	: A113
ERG コード (IATA)	: 6L

海洋汚染物質 : 非該当

### 国内規制

海上規制情報	: 船舶安全法の規定に従う。
航空規制情報	: 航空法の規定に従う。
緊急時応急措置指針番号	: 152
特別な輸送上の注意	: 運搬に際しては、容器の転倒、損傷、落下、荷崩れ等しないように積み込み、漏出のないことを確認する。

## 15. 適用法令

### 国内法令

化審法	: 優先評価化学物質(法第2条第5項)
労働安全衛生法	: 名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条) 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2) ニトロベンゼン 濃度基準値設定物質(安衛則第577条の2第2項、令和5年4月27日告示第177号、令和5年4月27日公示第24号)

労働安全衛生法	: 皮膚等障害化学物質等・皮膚吸収性有害物質(安衛則第594条の2第1項、令和4年5月31日基発0531第9号、令和5年7月4日基発0704第1号・4該当物質の一覧)
毒物及び劇物取締法	: 劇物(法第2条別表第2) ニトロベンゼン
消防法	: 第4類引火性液体、第三石油類非水溶性液体(法第2条第7項危険物別表第1)
大気汚染防止法	: 有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質(中央環境審議会第9次答申) 揮発性有機化合物(法第2条第4項)(平成14年度VOC排出に関する調査報告)
海洋汚染防止法	: 有害液体物質(Y類物質)(施行令別表第1)
外国為替及び外国貿易法	: 輸出貿易管理令別表第1の16の項
船舶安全法	: 毒物類・毒物(危規則第2、3条危険物告示別表第1)
航空法	: 毒物類・毒物(施行規則第194条危険物告示別表第1)
港則法	: その他の危険物・毒物類(毒物)(法第21条第2項、規則第12条、危険物の種類を定める告示別表)
道路法	: 車両の通行の制限(施行令第19条の13、(独)日本高速道路保有・債務返済機構公示第12号・別表第2)
化学物質排出把握管理促進法(PRTR 法)	: 第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1) ニトロベンゼン(管理番号: 316)(100%)
労働基準法	: 疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1)

## 16. その他の情報

参考文献	: 17423 の化学商品(化学工業日報社) 国際化学物質安全性カード(ICSC) 独立行政法人 製品評価技術基盤機構(NITE) ERG2020 版 緊急時応急措置指針(日本規格協会)
その他の情報	: この SDS は林純薬工業株式会社の著作物です。当該製品の化学物質製品を取り扱う事業者に対して提供するものであり、安全を保証するものではありません。現時点における該当化学物質の情報を全て検証しているわけではありません。当該化学物質について常に未知の危険性が存在するという認識で、製品運搬・開封から廃棄に至るまで、安全を最優先して使用者自己の責任においてご使用下さい。当該化学物質を使用する際は、使用者自ら安全情報を収集すると共に使用される場所・機関・国などの、法規制等については使用者自ら調査し最優先させてください。国または地方の規制についての調査は、当社としては行いかねますので、この問題については使用者の責任で処理願います。当該物質の日本語による SDS と他国言語にて翻訳された SDS が存在する場合、内容の相違があるなしに関わらず日本語で記述された文書が優先され他国言語による文書は参考文書とします。